

## 令和7年第4回定例会 総務文教常任委員会会議録

令和7年12月11日(木)

開会 (9:55)

○箕智也委員長

開会宣言。出席委員が10名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、「条例の一部を改正する条例」の1件である。

議案の審査に入る前に、須貝副市長よりあいさつをお願いしたい。

○須貝副市長

おはようございます。

12月も半ばとなり本年も残すところあとわずかという時期になりました。

これから冬の本格的なシーズン到来となります。どうやら明日から天気が荒れ模様で、雪マークが付いているというようなところでございます。

皆様も十分注意されていただければと思います。

市の事業について少し触れさせていただきたいと思いますが、まずは継続事業として、この3年間、取り組んで参りました防災行政無線でございますけれども、屋外子局の設置や戸別受信機の配布、そういった工事関係についてはすべて終了し、新しいシステムに移行をいたしてございます。残すは内部的な事務処理というところになりますので、予定通り、終了する運びとなっています。

これによりまして、市民の皆様に対する迅速な、かつ、確実な情報提供というところの基盤が一層整って参ります。ということで、議員の皆様をはじめ、地域の方々にご理解ご協力をいただきまして、この場を借りし感謝申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

本日、提案させていただきますのは、奨学金貸与条例の一部改正というところでございます。ご審議のほど、何卒よろしくお願いします。

### 議第90号 胎内市奨学金貸与基金条例の一部を改正する条例

井上学校教育課長説明

昨今の生活費の上昇を受け、学生への支援拡大を目的とするものでございまして、月額貸与額の増額や返還期間の延長等の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、高等学校に入学又は進級する方及び在学中の方への貸与月額を1万円以内から2万円以内に増額し、高等専門学校、専門学校、短期大学又は公共職業能力開

発施設に入学する方及び在学中の方への貸与月額を4万円以内から10万円以内に、大学又は大学院に入学する方及び在学中の方への貸与月額を5万円以内から10万円以内に増額するとともに、年間返済金額を据え置き、返済の最長期間を10年から20年に延長するものであります。その他、延滞金等の規定について所要の改正を行うもの。施行日は、令和8年4月1日としていますが、議決をいただいたあと速やかに改正後の内容を周知してまいりたいと考えています。

## 質疑

### ○丸山孝博委員

学生への支援拡大が目的となっているが、今回、支援拡大ということでいうと、金額が拡大されたというふうになるんですけども、もっと多くの人が借りられるようにすべきではないのか、ということについての検討はされたのかどうか。

### ○井上学校教育課長

昨今の毎年応募は、2名から3名程度、そして実際その貸与に至っている人数は、もっと少なくて、1名だったり、2名だったり、3名と、なっていますので、貸与月額の上限を引き上げることによって借りやすくなるのではないかというふうに捉えております。

### ○丸山孝博委員

今、2、3人と言いましたけども調べると、令和2年が22人、3年が15人、4年が7人、5年が10人、6年が8人という数字が出ていますよね。これが実態なんじゃないかと思われます。こういう人たちがまだ、借りている人がいるとは思うんですけども。近隣の自治体の同規模でもいいんですけども、この制度の中身というのは、今回改正することで、優れたものになるんですか。

### ○井上学校教育課長

県内及び近隣市を調べますと、最大の貸付金額は、10万円というところから5万円、それ以下など様々でございます。なかでも10万円というのは上位に位置しているというところですので、その貸付限度額というところを見ると胎内市の今回の改正後の条件としては、他市町村と比べても、良くなるのではないかというふうに考えております。

### ○丸山孝博委員

今こういう貸与制度というよりも、給付型が拡大しているわけですよ、私も昨年の12月議会に取り上げましたけども、近隣の新発田では、条件はありますけども全額、村上市では最大50万、阿賀野市では最大25%というのが、去年の質問した時点で、実施されてるわけですよね。

この辺で言うと、胎内市はそういう給付型ということが、まだ実施されないんですけども、

ぜひ前向きに、給付型の奨学金制度を実現するように検討していただきたいと思いますがいかがですか。

○井上学校教育課長

本来の奨学金としての給付型というところをやっている自治体というのは、県内でも数えるほどしかないというところで、実施している自治体も、原資が例えば寄附などあって基金を作つてやつていて、市ではなくて、育英会のようなところでやつてあるところがあるっていうところは承知しております。

今、委員のおっしゃった新発田市、村上市とかは、奨学金の給付ではなく、奨学金の返済に対する補助という形でやつてあるというふうに承知しております、その辺については総合政策課と相談をしているというところでございます。

○丸山孝博委員

去年、質問したときも、検討していくということだったんで、物価高騰でやはり、ものすごくお金がかかるときに、こうした制度があれば助かるわけですので、いつまでも検討ということではなくて、検討した結果、やらないということでもいいんですけども、良くはないんだけども、ぜひ前向きに検討して欲しいという意見を述べさせていただきます。

○羽田野孝子委員

月額1万円を受けている方の人数、月額4万円と5万円を受けている人数と、現在返済している方は、何名いらっしゃるのでしょうか。

○井上学校教育課長

月額1万円の方は、いません。専門学校4万円が3名、大学5万円が5名ということになっております。現在、返還中というところが、54人いらっしゃいます。

○渡辺宏行委員

高校授業料の無償化は、今年度からでしょうか。今回、1万円から2万円に上げた理由は、何でしょうか。

○井上学校教育課長

委員言われるように、確かに高校授業料の無償化が始まっています。ただこの改正自体が、合併時から全然金額も変わってなかったというところもありますし、近隣の貸与月額とか県の月額とかに鑑みますと2万円程度というところになっていますので2万円に増額したということでございます。

○渡辺宏行委員

高校生の場合はね、それこそ無償化になったんだから、例えば、修学旅行とかは対象にな

ってないということなんだろうけど、逆に、1万円を据え置いて、例えば大学、専門学校、実際そういう経済的負担をさらに緩和する意味で、そちらの方をもっと手厚くしてもいいのかなあなんて思ったりするんですけど、その辺の議論っていうのは、改定するときの検討ではなかったんですか。

○井上学校教育課長

高校については、委員おっしゃるように授業料以外にも例えば公立でなくて私立に行ったときとかっていうのは、例えば施設費の負担など授業料以外のお金もかかるっていうこともあるので、やはり多少引き上げることは必要だろうというところがあります。

また、大学生のところを、もっと拡大というお話も、今いただきましたが10万円というのは、他の自治体と比べても、多い金額でありますし、実際これは給付でなくてその学生が言ってみれば借金するということなので、あまり引上げ過ぎるのも、どうかなというところもあります。あと、国の日本学生支援機構が貸し出している、上限が学生支援機構は有利子ですけれどもこちらが最大で12万円ということになっていますので、その辺も勘案して、金額を設定したというところでございます。

○渡辺雅茂委員

そもそも応募資格とか審査基準といいましょうか、そういったものをちょっとお聞かせください。

○井上学校教育課長

基準として、成績については、新入学の場合は高校在籍時の評定平均が3.5以上、概ね3.5以上としています。所得要件につきましては、家族構成によって変わりますけれども、標準的な4人家族として355万円がおおよその目安となります。

○渡辺雅茂委員

それでは、申請したけれども、希望が通らなかつたという方もいらっしゃるということでしょうか。

○井上学校教育課長

これまでには申請、応募いただきましたけれども、基準に満たなくて採用にならなかつたと言う方はいらっしゃいます。

○渡辺雅茂委員

今後、基準を見直すというような考えはありますか。

○井上学校教育課長

今のところ、基準については見直す予定はございませんが、国県が評定平均、3.5以上と

しているところに対し、当市は、概ねとしていますので、多少、平均に満たなくとも、個々の事情を勘案して該当になったというケースが、過去にあると聞いております。

### **自由討議**

無し

### **採決**

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上で総務文教常任委員会協議会を閉会する。

閉会（10:21）